



# 暗号資産に係るカストディ業務該当性に関する照会への金融庁回答について

October 2024

## 1. 概要

一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ(以下「一般社団法人 JCBI」といいます)によるグレーゾーン解消制度に基づく照会(以下「本照会」といいます)<sup>1</sup>に対して、2024年10月8日、金融庁が回答(以下「本金融庁回答」といいます)を公表しました。本照会に係る照会書(以下「本照会書」といいます)及び本金融庁回答は、以下のウェブサイト上で公開されています。

本照会書:[https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/241008\\_syokaisyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/241008_syokaisyo.pdf)

本金融庁回答:[https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/241008\\_yoshiki.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/press/241008_yoshiki.pdf)

本照会は、「ブロックチェーン上の記録を移転するための秘密鍵の管理に関連するサービス(PassWallet<sup>®2</sup>)について、当該サービスを提供する一般社団法人 JCBI 及び当該サービスを利用する事業者の行為<sup>3</sup>が、暗号資産に係るカストディ業務<sup>4</sup>に該当するか否か」という点に関するものであり、本金融庁回答において、結論としては、カストディ業務該当性が否定されています。

## 2. 本照会の意義

本照会は、カストディ業務該当性に関して、グレーゾーン解消制度に基づいて金融庁が回答を行った初めての事例です<sup>5</sup>。この点で、本照会書及び本金融庁回答の内容は、カストディ業務該当性が問題となる他のサービスについても、一定程度参考になり得るように考えられます(但し、一般社団法人 JCBI によるプレスリリース<sup>6</sup>によると、一般社団法人 JCBI は、PassWallet<sup>®</sup>に係る仕組みについての特許を取得しています)。

また、本照会においては、上記のとおり、一般社団法人 JCBI の行為のみならず、関連する事業者の行為についてもスコープに入っており、本金融庁回答においては、関連する事業者の行為についても暗号資産に係るカストディ業務該当性が否定されています。この点で、本照会書記載の一般社団法人 JCBI のサービスを利用する事業者も、(本照会書及び本金融庁回答記載の事実を前提として)本金融庁回答に依拠することができるものと考えられます。

<sup>1</sup> PwC 弁護士法人は本照会に関与しており、本ニュースレターの内容については、一般社団法人 JCBI の承諾を得ています。

<sup>2</sup> なお、PassWallet<sup>®</sup>については、一般社団法人 JCBI を権利者として、商標登録がなされています(登録番号:第6826519号)。

<sup>3</sup> 本照会書の用語では、「当法人による PassWallet<sup>®</sup>の提供及び BC 事業者による事業者アプリの提供」

<sup>4</sup> 資金決済法 2 条 15 項 4 号所定の「他人のために暗号資産の管理をすること」

<sup>5</sup> <https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/index.html>

<sup>6</sup> <https://www.japan-contents-blockchain-initiative.org/information/2024-10-09>

### 3. 留意点

もともと、本金融庁回答は、あくまで本照会書記載の一般社団法人 JCB I のサービスに対するものであり、必ずしも他のサービスにそのまま及ぶものではありません。特に、本照会書においては、サービスの内容や仕組みを詳細に記載しており、本金融庁回答も、「照会書で確認できる事実内容を前提として」<sup>7</sup>いるものです。また、暗号資産交換業者に係る金融庁事務ガイドライン（「事務ガイドライン 第三分冊 金融会社関係 16. 暗号資産交換業者関係」）<sup>8</sup>の 1-1-2-2③においても、カストディ業務該当性について、一定の判断基準は示されているものの、「個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべき」とされています。

したがって、本照会書及び本金融庁回答の内容は、他のサービスについても一定程度は参考になり得る点で業界全体の発展に寄与し得るものではあるものの、他のサービスに対してまで過度に一般化するべきではなく、ビジネスを推進する上では、専門家のアドバイスを受けることなどが安全な対応であると考えられます。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: [jp\\_tax\\_legal-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_legal-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 4,000 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

### 執筆者

弁護士

日比 慎

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

---

<sup>7</sup> 本金融庁回答の「5. 確認の求めに対する回答の内容」

<sup>8</sup> <https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/16.pdf>